

## U15 カテゴリー登録運用細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

### (対象チーム区分の定義)

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程の第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、加盟種別がU15（以下、「U15 カテゴリー」という）のチームとし、チーム区分の定義は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームとは中学校単位で構成されたチーム（中学校体育連盟加盟チーム）とする。
2. 「B ユース」チームとは Bリーグに承認されたチームとする。
3. 「クラブ」チームとは 11 歳以上 15 歳以下で構成されたチームとする。

### (対象競技者)

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録該当年度の4月1日の時点で15歳未満の者とする。

### (登録の条件)

第4条 U15 カテゴリーのチームの登録に関する条件は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームは中学校に所属していること。なお、合同チームについては中学校体育連盟の規程による。
2. 「B ユース」チームは Bリーグが定める登録基準をすべて満たしていること。
3. 「クラブ」チームは JBA が定める U18/U15 クラブチーム登録に関するレギュレーションに基づいた構成であること。
4. 「B ユース」チームおよび「クラブ」チームにおいて 12 歳以下の競技者は 1 チームの上限を 2 名までとする。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019年3月6日より施行する。

2023年7月1日一部改定

## U15 カテゴリー移籍運用細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

### (対象チーム・対象競技者)

第2条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U15 カテゴリー登録運用細則第2条および第3条に定めるチームおよび競技者とする。

### (移籍の定義)

第3条 U15 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. U15 カテゴリーのチームに登録している競技者が異なる U15 カテゴリーのチームに移籍する場合、ならびに U12 カテゴリーのチームに登録している競技者が U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上12歳未満の競技者が U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、U12 カテゴリー移籍運用細則を適用する。

### (移籍の回数)

第4条 U15 カテゴリーにおける移籍の回数は、当該年度内、原則1回までとする。

### (移籍の承認)

第5条 U15 カテゴリーにおける移籍の承認は、次の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チーム及び移籍先チームの所属する都道府県協会が行う。  
但し、移籍承認者が U15 カテゴリーのチームの関係者または競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定めること。

### (移籍の申請)

第6条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は「U15 カテゴリー移籍申請書」に必要事項を記入し、TeamJBA（会員登録管理システム）を通じて移籍申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから原則14日以内に移籍の可否を行う。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019年3月6日より施行する。  
2023年7月1日一部改定